

議案第31号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在し

ない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発展に寄与するため、鳥取県営社会体育施設（以下「社会体育施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <div data-bbox="300 1075 1061 1139" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発展に寄与するため、鳥取県営社会体育施設を次のとおり設置する。</p> <div data-bbox="1146 1075 1908 1139" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、</p>

法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)及び(2) 略

(指定管理者の選定の特例)

第4条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、鳥取県立武道館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を

法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、鳥取県営鳥取屋内プール、鳥取県営米子屋内プール又は鳥取県営ライフル射撃場（以下「社会体育施設」という。）に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)及び(2) 略

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨

妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 略

(利用の許可)

第7条 略

2及び3 略

(行為の制限等)

第8条 社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。

(1) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)～(4) 略

2 略

げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 略

(利用の許可)

第6条 略

2及び3 略

4 鳥取県立武道館（以下「武道館」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第7条 社会体育施設又は武道館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 社会体育施設又は武道館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)～(4) 略

2 略

(措置命令)

第9条 略

(利用許可の取消し)

第10条 略

(教育委員会規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

(措置命令)

第8条 略

(利用許可の取消し)

第9条 略

(使用料)

第10条 武道館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、前項の使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第13条 教育委員会は、武道館の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県体育協会に委託する。

(教育委員会規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設及び武道館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第10条関係）

1 施設使用料

区 分		単 位	金 額	
一般利用	一般人	1人1回につき	150円	
		1人1月につき	1,620円	
専用利用	主道場	営利を目的としない場合 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	全面1時間につき	1,800円
			2分の1面1時間につき	900円
			3分の1面1時間につき	600円
			4分の1面1時間につき	400円
			6分の1面1時間につき	300円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	63,000円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき

小 道 場 (1)	営利を 目的と しない 場合	入場料等を徴 収しないとき。	全面1時間 につき	500円
			2分の1面 1時間につ き	200円
		入場料等を徴 収するとき。	全面1時間 につき	1,000円
	営利を 目的と する場 合	入場料等を徴 収しないとき。	全面1時間 につき	17,500円
		入場料等を徴 収するとき。	全面1時間 につき	25,000円
	小 道 場 (2)	営利を 目的と しない 場合	入場料等を徴 収しないとき。	全面1時間 につき
			2分の1面 1時間につ き	200円
入場料等を徴 収するとき。			全面1時間 につき	1,000円
営利を 目的と する場 合		入場料等を徴 収しないとき。	全面1時間 につき	17,500円
		入場料等を徴 収するとき。	全面1時間 につき	25,000円
弓 道 場		近的		1時間につ き
	遠的		1時間につ き	600円
相 撲	営利を 目的と	入場料等を徴 収しないとき。	1時間につ き	700円

	場	しない 場合	入場料等を徴 収するとき。	1時間につ き	1,400円
		営利を 目的と する場 合	入場料等を徴 収しないとき。	1時間につ き	24,500円
			入場料等を徴 収するとき。	1時間につ き	35,000円
研修室(1)				1時間につ き	350円
研修室(2)				1時間につ き	380円
研修室(3)				1時間につ き	130円
会議室				1時間につ き	760円
放送室				1時間につ き	330円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 3 主道場又は小道場を専用利用の方法で利用する場合に

において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

4 主道場、小道場、弓道場又は相撲場を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで

(2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

3 武道教室参加料

区 分	金 額
幼児、児童又は中学校の生徒	1人1課程につき 1,100円
高等学校の生徒又は学生	1人1課程につき 1,360円
一般人	1人1課程につき 1,770円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による鳥取県立武道館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。